

(仮称) 田人風力発電事業環境影響評価準備書についての 環境保全の見地からの意見

1 総括的事項について

- (1) 対象事業実施区域及びその周辺は、豊かな自然環境を有する地域であることから、事業の実施に当たっては、周辺環境に与える影響をできる限り回避・低減できるよう、環境保全に最大限配慮すること。また、環境影響を予測するに当たっては、事業計画における不確定な要素をできるだけ排除し、精度を高めることが重要であることから、本事業計画の内容を更に固めるとともに、不確定な要素がある場合には環境影響評価書（以下「評価書」という。）において具体的に記載し、その点を踏まえて、環境影響を予測及び評価すること。
- (2) 事業計画や採用した環境保全措置については、複数案の比較、検討を行い、検討した経緯等を含め、その結果について具体的に評価書に示すこと。また、「環境影響の回避・低減に関する評価」においては、講じようとする環境保全措置で得られる効果と予測及び評価との関連性について、評価書でより具体的に示すこと。
- (3) 環境保全措置として、代償措置を実施していることから、回避・低減に係る措置を講じることが困難な理由、損なわれる環境及び代償措置により創出される環境の位置等を整理してできる限り評価書に記載すること。
- (4) 環境保全措置の実施に当たっては、工事实施時や施設稼働時における最新の技術、工法等を積極的に採用し、環境負荷の更なる低減に努めること。
- (5) 工事中又は供用開始後に、環境影響評価段階では予測し得ない環境への影響が生じた場合には、事後調査を実施し、適切な環境保全措置を講じること。
また、今後、事業内容を変更する必要性が生じ、当該変更により環境へ影響を与えるおそれがある場合についても、環境への影響を予測、評価した上で、適切な環境保全措置を講じること。
更に、環境監視計画において調査を予定している項目については、その結果を積極的に公表すること。
- (6) 予測に使用した設定条件については明確に示すとともに、その妥当性について明らかにすること。
- (7) 環境影響評価の手続中に、重要な動植物が確認されるなど新たな事実が生じた場合は、速やかに県、関係市町村及び関係機関に報告するとともに、専門家から意見を聴くなどにより、これらの種の生息・生育環境に対する影響が最小となるよう適切な環境保全措置を検討し、その内容を評価書に記述すること。
- (8) 評価書の作成に当たっては、提出された意見を十分検討し、必要に応じ専門家等に助言を求め、各種データや評価の根拠となる数値等を具体的に記載するとともにできるだけ平易な表現や図を用いるなどして、分かりやすい内容となるよう努めること。
- (9) 全国的に落雷や強風等による風力発電所の破損・倒壊事故が発生しており、近年、気象変動による土砂災害の発生件数が増加する傾向にあることから、落雷や強風等に係る安全対策を考慮した適切な施設設計を踏まえたものとする。

また、万が一事故が発生した場合の復旧方法や風力発電機の耐用年数経過後の対応についても評価書に具体的に記載すること。

- (10) 講じるとしている環境保全措置について、具体的な実施スケジュールを計画し、評価書において環境保全措置の実施スケジュールを記載すること。

2 騒音、振動及び低周波音について

- (1) 施設稼働時における「騒音」及び「超低周波音」の環境保全措置については、発生源からの距離や風力発電機の点検整備に努める他にも様々な対応策があることから、例えば、「風力発電施設から発生する騒音等への対応について（案）」等を参考に、再度環境保全措置について検討し、評価書には具体的で実効性のある環境保全措置を可能な限り記載すること。

また、対象事業実施区域及びその周辺が元来静穏な地域であることを踏まえ、施設稼働後に地域住民から苦情等が申し立てられた場合には、環境保全措置について再度検討し、施設の稼働停止を含め、その結果を評価書に具体的に示すこと。

- (2) 風力発電機の騒音・低周波音に係る事後調査については、地域住民の生活形態を考慮し、影響が大きくなる時期を踏まえて適切に実施すること。

また、住民からの苦情が寄せられた場合には、速やかに原因を分析し、適切な対策を講じること。

- (3) 風力発電設備の騒音及び超低周波音による心身への影響については不確実性があることから、不測の事態に備え、更なる環境保全措置について検討し、稼働後に影響が出たときに講じる環境保全措置についても記載すること。

- (4) 施設稼働における「騒音」及び「超低周波」については、対象事業実施区域付近で住居が存在する8地点で調査を実施し、予測しているが、地域特性から見て、この8地点が調査・予測地点として適切であるか確認し、その結果を評価書に記載すること。また、地域特性上調査地点を追加する必要があると判断した場合には、調査地点を追加し、「騒音」及び「低周波音」について予測及び評価すること。

- (5) 環境省が設置した「風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会」において、現時点までの知見及び風車騒音の評価方法の報告書案が取りまとめられ、9月17日（土）までパブリックコメントが実施されていたため、評価書の作成に当たっては、報告書の「風車騒音の評価の考え方、調査・予測、対応策等」に基づき、現状調査を行い、風力発電施設からの「騒音」について予測及び評価するとともに、環境保全措置について更に検討すること。

- (6) 工事等においても、騒音や振動等に注意を払い、市民生活に大きく影響の出ないよう安全対策を万全に努めること。

- (7) 施設稼働に伴う低周波音の予測結果において、事業者が参考とした閾値を超過する地点があることから、施設の稼働に伴う低周波音による影響を可能な限り回避又は低減するよう、追加的な環境保全措置を検討し、その結果を評価書に記載すること。

3 水環境について

- (1) 環境影響評価準備書 6-11 (259 頁) の No. 5-1 の福島県知事の意見内容に対し、事業者見解で表流水についての記載がないため、必要な調査を盛り込み、記載すること。また、事業実施想定区域は水道水源保護地域であり、下流に表流水を水源とする水道施設の取水口があることから、当該河川への水質、水量への影響を詳細に調査し、影響が想定される場合は、これを回避する措置を講じること。
- (2) 事業の実施に伴う地下水への影響について、事業特性や地域特性を踏まえて検討し、地下水脈を断ち切らないよう十分に配慮すること。
- (3) 周辺には地下水や湧水を飲料水としている地域も存在することから、工事及び事業実施の影響を回避・低減するよう努めること。また、影響が想定される場合は、これを回避する措置を講じること。
- (4) 浮遊物質量が強雨を想定した降水時に上昇していることから、工事における濁水防止対策として設置する沈砂池については十分な容量のものとするとともに、機能が低下しないように適切に維持管理するなど、下流域の水質への影響や重要な生物・植物種の生息・生育環境への影響をできる限り低減するよう、適切な環境保全措置を講じること。

4 動植物・生態系について

- (1) 風力発電施設が鳥類や周辺の樹木の生育に与える影響について、事後調査を実施するとともに、関連する情報の収集に努め、新たな知見が得られた場合には、専門家の意見を踏まえ、必要に応じて適切な環境保全措置を講じること。
- (2) 風力発電施設に航空障害灯を設置することから、航空障害灯の設置に伴う鳥類の影響について予測及び評価するとともに、影響があると認められた場合には、適切な環境保全措置を講じること。
- (3) ブレードの稼働範囲を飛行する鳥類（渡り鳥）が存在することから、適切な環境保全措置を講じること。
- (4) 工事の実施における土地の改変に伴う切断法面等の緑化に当たっては、極力在来種を使用した配合及び適切な手法を用いることを検討としているが、具体的に検討した結果を評価書に記述すること。
- (5) 鳥類の衝突に係る予測には大きな不確実性が伴うことから、より精度の高い結果が得られるよう事後調査の頻度及び方法等について再度検討を行い適切に実施するとともに、バードストライク等の生息環境への影響が生じた場合は、稼働制限等を含む環境保全措置の実施について検討すること。
- (6) ノスリ・ハチクマについては環境保全措置として代替巢の設置を行うとしているが、営巣地への影響の予測には不確実性が伴うことから、事後調査の頻度及び方法等について再度検討を行い適切に実施するとともに、生息環境への影響が生じた場合は、環境保全措置を講じること。

5 風車の影について

- (1) 施設稼働に伴う風車の影の予測結果において、事業者が参考とした基準を超過する地点が

あることから、施設の稼働に伴う風車の影による影響を可能な限り回避又は低減するよう、追加的な環境保全措置を検討すること。

- (2) 施設稼働に伴う風車の影の予測については、地形の影響など不確実性が大きい要因があることから、風車の影が及ぶ季節別の時間帯や範囲など、影響の程度を適切に把握するため、事後調査を実施すること。

6 景観等について

- (1) 航空障害灯を設置するに当たっては、昼夜間それぞれの時間帯における景観についても予測及び評価すること。
- (2) 眺望景観へ影響を及ぼす可能性のある地点があることから、可能な限り回避又は低減するよう、追加的な環境保全措置を検討すること。

7 廃棄物について

- (1) 工事中における廃棄物の一時的な保管については、ストック場所での保管を徹底し、降雨時の汚濁水の流出等がないようにすること。
- (2) 工事中の掘削土の一時的な仮置きについては、降雨時等の汚濁水が事業区域外へ直接流出しないよう、沈砂池への導水等を適切に行うこと。

8 その他

- (1) 工事期間中又は施設稼働後において、付近住民から苦情等が申し立てられた場合には、関係機関に指導等を仰ぎ、誠意を持って対応すること。
- (2) 濁水流出等に備えて、連絡体制を評価書に記載すること。
- (3) 住民説明会で地区住民から出された意見に十分配慮すること。
- (4) 電波障害が発生した場合は、適切な対応を図ること。
- (5) 事業実施想定区域は、周知の埋蔵文化財包蔵地には該当していないが、区域が広大であり、未周知の埋蔵文化財が存在する可能性があることから、事前にいわき市文化スポーツ室文化振興課と協議を行うこと。
- (6) 一定規模以上（高さ 13m 超又は建築面積 1,000 m² 超）の建築物や工作物等の新築又は（面積 3,000 m² 超又は高さ 5m かつ長さ 10m 超の）土地の区画形質の変更（埋立て又は干拓を含む。）を行う場合は、「いわき市の景観を守り育て創造する条例」により、大規模行為の届出を行うこと。

また、同行為のうち、特に規模が大きいもの（建築物については高さ 31m 超又は延べ面積 15,000 m²、工作物については高さ 31m 超）については、景観への影響が顕著であると予測されるため、大規模行為の届出の前に事前協議書の提出が必要であることから、いわき市都市建設部都市計画課景観係と協議を行うこと。

さらに、一定規模（10,000 m²）以上の敷地での風力発電機に付属する管理施設及び変電設備を設置する施設である建築物については、いわき市都市建設部都市計画課土地調整係と協議すること。

加えて、都市計画区域外において10,000㎡以上の土地の取引を行った場合は、国土利用計画法に基づく届出を行うこと。

- (7) 工事用資材の運搬について、計画通り市道を利用しての運搬は避け、積載量や速度制限等遵守し、歩行者や交通弱者及び一般車両に迷惑をかけることなく、安全対策に配慮し、資材等の搬出入を行うこと。